

令和7年度 入札参加停止措置状況一覧

	商号又は名称	期間	理由	根拠
1	山崎建設(株)	令和7年5月29日から 令和7年6月11日まで	対象会社は、安曇野市発注の令和7年度河川維持瓜ヶ久保沢護岸補修工事において、安全管理等が不十分であったことにより、作業員1名を負傷させる事故を発生させた。 このことは、安曇野市入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第3号（安全管理措置不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。	別表第2第3号 安全管理措置不適切 により生じた工事関 係者事故
2	(有)長野映研	令和7年9月5日から 令和7年11月4日まで	対象会社は、安曇野市発注の映画「千利休 本覺坊遺文」上映業務委託において、業務続行不能届を提出し、債務不履行により契約を解除された。 このことは、安曇野市入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第1第3号（契約違反）に該当するため。	別表第1第3号 契約不履行等
3	(株)中竜興業	令和7年11月6日から 令和7年12月5日まで	対象会社は、長野県発注の中信犬等管理所除却工事に係る受注希望型競争入札（令和7年9月4日公告）において落札候補者となったが、正当な理由がなく落札決定を辞退した。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認め、長野県が入札参加停止措置を講じたため。	別表第3第13号 国・県の措置
4	信光実業(株) 大町支店	令和7年11月6日から 令和8年11月5日まで	対象会社の代表者（当時）は、大町市発注の工事に関して公契約関係競売入札妨害の罪で起訴され、令和7年10月16日に長野地方裁判所から有罪判決を言い渡された。 このことは、建設工事等及び物品購入等の契約の相手方として不相当であると認め、長野県が入札参加停止措置を講じたため。	別表第3第13号 国・県の措置
5	極東開発工業(株)	令和7年11月6日から 令和8年1月5日まで	対象会社は、特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行い、販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して競争を制限していたとして、令和7年9月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、建設工事等及び物品購入等の契約の相手方として不相当であると認め、長野県が入札参加停止措置を講じたため。	別表第3第13号 国・県の措置
6	サンリン(株)	令和7年12月5日から 令和8年6月4日まで	対象会社は、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関して、遅くとも令和6年12月16日頃以降、独占禁止法第8条の規定に違反する事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。 このことは、建設工事等及び物品購入等の契約相手方として不相当であると認め、長野県が入札参加停止措置を講じたため。	別表第3第13号 国・県の措置
7	(株)本久	令和7年12月5日から 令和8年6月4日まで	対象会社は、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関して、遅くとも令和6年12月16日頃以降、独占禁止法第8条の規定に違反する事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。 このことは、建設工事等及び物品購入等の契約相手方として不相当であると認め、長野県が入札参加停止措置を講じたため。	別表第3第13号 国・県の措置

令和7年度 入札参加停止措置状況一覧

	商号又は名称	期間	理由	根拠
8	渡辺商事(株)	令和7年12月5日から 令和8年6月4日まで	対象会社は、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関して、遅くとも令和6年12月16日頃以降、独占禁止法第8条の規定に違反する事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約相手方として不相当であると認め、長野県が入札参加停止措置を講じたため。	別表第3第13号 国・県の措置
9	西松建設(株) 中部支社	令和7年12月27日から 令和8年3月26日まで	西松・不動・神稲建設共同企業体は、平成12年度県単道路改良工事 県道荻原小川線（木曾川右岸道路）木曾郡上松町ねざめトンネル（小野ヶ谷側工区）において、覆工コンクリートの巻立厚が不足する粗雑工事を発生させた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認め、長野県が入札参加停止措置を講じたため。	別表第3第13号 国・県の措置
10	神稲建設(株) 安曇野営業所	令和7年12月27日から 令和8年2月2日まで	西松・不動・神稲建設共同企業体は、平成12年度県単道路改良工事 県道荻原小川線（木曾川右岸道路）木曾郡上松町ねざめトンネル（小野ヶ谷側工区）において、覆工コンクリートの巻立厚が不足する粗雑工事を発生させた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認め、長野県が入札参加停止措置を講じたため。	別表第3第13号 国・県の措置
11	(株)トーニチコンサルタント 長野事務所	令和8年1月28日から 令和8年6月27日まで	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認め、長野県が入札参加停止措置を講じたため。	別表第3第13号 国・県の措置